

市・県民税、所得税の申告はお早めに

申告相談・受付期間 2月16日(水)～3月15日(火)

税務課市民税係 ☎ 251134

申告は、昨年1年間の収入の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。申告に必要な帳簿や書類の整理をして期限内に申告を済ませましょう。

市では次の申告について、いずれの会場でも受け付けできません。いせシティプラザ(伊勢税務署西側)にて申告をお願いします。

- 土地建物・株式・先物取引の譲渡所得、山林所得
- 青色申告、損失の繰り越し、雑損控除
- 住宅借入金等特別控除 ○消費税
- 贈与税 ○令和2年分以前の確定申告
- 修正申告および更正の請求
- 令和3年中に事業を始められたかた
- その他、複雑な申告のかた



市・県民税の申告

申告が必要となるかたに、市・県民税申告書または申告のお知らせを送付しています。内容を確認のうえ、期限内に申告を済ませましょう。

申告書などが送付されなかったかたについても、下記の「申告が必要なかた」に該当する場合は、申告をお願いします。

申告相談は、表1(3ページ)の会場で行います。

所得税の申告

確定申告は、昨年1年間に得たすべての所得を自身で計算し、算出した所得税を国に納付する申告制度です。

市内での確定申告相談会の日程は、表2(3ページ)のとおりです。

なお伊勢税務署では、いせシティプラザ(伊勢税務署西側)で受け付けます。くわしくは、5ページの税務署からのお知らせをご覧ください。

申告が必要なかた

令和4年1月1日現在で市内に住所のあるかたや、市の国民健康保険に加入しているかたは申告が必要です。

給与所得者は通常、申告の必要はありませんが、勤務先から市に対して給与支払報告書の提出がない場合や、給与所得以外に地代、家賃、配当、農業、漁業、営業の所得があるかた、土地などを譲渡したかた、そのほか何らかの所得があるかたは必ず申告をしてください(事業にかかるとは関係なく、事業収入に含まれるため、申告が必要です)。

税理士による無料税務相談所

次の日程で税理士による無料税務相談所を開設します。

とき 2月16日(水)～18日(金)
午前の部 午前9時30分～正午
午後の部 午後1時～4時

ところ 市役所西庁舎4階・大会議室
必要書類などくわしくは、伊勢税務署(☎0596-3191)へ問い合わせてください。

受付内容 確定申告書AとB(事業所得)のみ受け付けします。

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下のかたは、市・県民税の申告が必要です。また、医療費控除や生命保険料控除・地震保険料控除など追加の控除があれば、市・県民税の申告をしてください。この場合でも源泉徴収されている所得税の還付を受けるかたは、確定申告が必要です。

なお、申告されていないと、所得課税証明書や納税証明書を発行できない場合があります。

医療費控除の明細書および収支内訳書の事前準備について

会場での混雑緩和と滞在時間短縮のため、以下の書類を提出するかたは、あらかじめ自宅での作成をお願いします。

●医療費控除を受けるかた・・・「医療費控除の明細書」

各人別、病院・薬局ごとに合計し、健康保険や生命保険で補てんした場合は差し引いて作成してください。

※医療機関の領収書のみでは医療費控除の適用が受けられなくなり、医療費控除の明細書が必須となっています。

●事業・漁業・農業・不動産所得があるかた・・・「収支内訳書」

用紙については国税庁ホームページからダウンロードできるほか、税務課や連絡所窓口にて用意しています。

表1 市・県民税の申告受付日程

| 受付日 | 地区名 | 会場 | 受付時間 |
|---------------------|--------------|----------------------------------|-------------|
| 2月16日(水) ～24日(木) | | 市役所西庁舎4階・大会議室 くわしくは表2をご覧ください。 | |
| 2月25日(金) | 神島 | 神島開発総合センター | 9:00～15:00 |
| 2月28日(月) | 菅島 | 菅島老人憩の家 | 9:00～15:00 |
| 3月1日(火) | 桃取 | 桃取 コミュニティセンター | 9:00～13:00 |
| 3月3日(木) | 相差 畔蛸 | 鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設 | 9:00～15:00 |
| 3月4日(金) | 堅子 | 堅子老人憩の家 | 8:30～9:30 |
| | 千賀 | 千賀公民館 | 10:30～12:00 |
| 3月4日(金) | 国崎 | 国崎公民館 | 14:00～16:00 |
| | 和具 | 答志和具 コミュニティセンター | 8:30～12:30 |
| 3月7日(月) | 和具 | 答志和具 コミュニティセンター | 8:30～12:30 |
| 3月8日(火) | 答志 | 答志 コミュニティセンター (旧老人憩の家) | 9:00～15:00 |
| 3月9日(水) | 石鏡 | 石鏡公民館 | 9:00～11:30 |
| | 浦村 | 本浦公民館 | 13:30～16:00 |
| 3月10日(木) | 松尾・白木 | 松尾公民館 | 9:00～11:00 |
| | 若杉・河内・ 岩倉 | 岩倉老人憩の家 | 13:00～15:30 |
| 3月11日(金) | 坂手 | 坂手老人憩の家 | 9:00～12:00 |
| 3月14日(月) ・15日(火) | | 市役所西庁舎4階・大会議室 くわしくは表2をご覧ください | |

臨時申告相談所を開設します

と き 2月25日(金)～3月11日(金)
(3月3日(木)、土曜・日曜日
を除く)

と ころ 市役所西庁舎4階・大会議室

対象地区 全地区

受付時間 午前の部 午前9時～正午
午後の部 午後1時～4時

※臨時申告相談所では、市県民税申告書、確定申告書Aのみ受け付けます。その他の申告書は受け付けませんので、表2の確定申告相談日に来場していただくか、伊勢税務署の相談会場を利用してください。

※臨時申告相談所は、臨時的に開設しており、対応する職員は2～3人です。混雑時には待ち時間が長くなりますので、ご了承ください(予約制度をご活用ください。くわしくは次ページをご覧ください)。

※税理士への相談を希望する場合は、指定日にかかわらず2月16日(水)～18日(金)にお越しください。

表2 確定申告受付日程

と ころ 市役所西庁舎4階・大会議室

| 受付日 | 地区名 | 予約したかたの受付時間 | 一般受付時間 |
|-----------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 2月16日(水) | 桃取・答志・和具・菅島・坂手 神島・小浜 | 9:00～12:00 13:00～15:30 | 9:00～12:00 13:00～16:00 |
| 2月17日(木) | 安楽島 | | |
| 2月18日(金) | 船津・若杉・河内・岩倉・松尾・白木 | | |
| 2月21日(月) | 大明東・大明西・高丘・池上 | | |
| 2月22日(火) | 幸丘・浦村・石鏡・相差・国崎 畔蛸・千賀・堅子 | | |
| 2月24日(木) | 一丁目～五丁目・堅神・屋内 | 予約対応なし | |
| 3月14日(月)・15日(火) | 全地区 | | |

※予約は指定の地区のかたのみ

※会場では、市・県民税申告書、確定申告書A、確定申告書B(事業所得)のみを受け付けします。

※所得税の確定申告をする場合は市・県民税の申告は不要です。

市・県民税申告書の郵送提出について

会場での待ち時間もなく自宅で都合のよい時間に作成でき、新型コロナウイルス感染症拡大防止につながりますので、ぜひ活用してください。希望する場合は、税務課市民税係 ☎ 25 1134) へ問い合わせてください。

【申告に必要な書類】

- 作成済の申告書 ※収入や控除に関する書類(写し可)を添付してください。
 - 本人確認書類(免許証など)の写し および マイナンバー確認書類などの写し
- ※申告書の控えに鳥羽市受付印が必要な場合は、住所・氏名を記入し、切手(84円)を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

申告に必要なもの

| 対象 | 申告に必要なもの |
|--------------------|--|
| 全員 | <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバー確認書類 (マイナンバーカードまたはマイナンバー入りの住民票の写しでも可) ●本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など) ●筆記用具(黒色ボールペン)、計算機 |
| 給与、年金所得 | ●給与、年金の源泉徴収票 |
| 事業、漁業 農業、不動産所得 | ●収支内訳書 |
| 生命保険料控除 地震保険料控除 | <ul style="list-style-type: none"> ●生命保険料の控除証明書 ●地震保険料の控除証明書 |

| 対象 | 申告に必要なもの |
|---------------|--|
| 医療費控除 | ●医療費控除の明細書 |
| 社会保険料控除を受けるかた | <ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険税納付額通知書 (税務課より1月20日発送済) ●後期高齢者医療保険料・介護保険料額のお知らせ (市民課・健康福祉課より1月26日発送済) ●国民年金保険料控除証明書 |
| 寄附金控除 | ●寄附金の領収書または受領証明書 |
| 障害者控除 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害者手帳 ●障害者控除対象者認定書 ※社会福祉事務所で発行 |

新型コロナウイルス等感染症拡大防止対策について

市では、申告相談に来られるかたの安全・安心のため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への取り組みを次のとおり行います。

申告受付の予約について

会場内の密を避けるため、以下のとおり各日程に予約枠を設けています(3月3日(木) 土曜・日曜日、祝日を除く)。予約の際は希望日の前日までに市ホームページのオンライン予約または税務課市民税係(☎⑩1134)まで電話にて申し込んでください。

(対象地区のかたに限る) 2月16日(水)～24日(木)

(地区の指定なし) 2月25日(金)～3月11日(金)



オンライン予約

※予約枠には限りがあります。また、状況により時間が前後する場合があります。

例年、初日と2日目、午前中は大変混雑します。三密を避けるために事前予約や日程・時間をずらしてご来場ください。

申告会場に来場されるかたへ

- 申告会場で検温を行います。発熱(37.0℃以上)や体調不良などが認められるかたは、やむを得ずお帰りいただくことがありますのでご了承ください。
- 申告会場入口や受付での手指の消毒、マスクの着用をお願いします。また、筆記用具(黒色ボールペン)は可能な限り持参してください。
- 感染予防のために会場の換気を行っております。防寒対策を十分とってご来場ください。
- 会場内でお待ちいただく際、密にならないよう座席を減らしています。混雑の状況によっては車の中など会場外で待ついただく場合があります。
- 来場の際、「連絡票」をお渡しします。氏名、住所、電話番号などを記入いただき、申告相談終了後に回収します。「連絡票」は、新型コロナウイルス感染者が発生した場合の感染経路調査のために使用させていただきますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

新型コロナウイルス感染症の広がりによっては、受付方法や日程などを変更する可能性があります。その場合は、市ホームページなどによりお知らせします。

税務署からのお知らせ（確定申告について）

令和3年分の所得税などの確定申告会場について

確定申告書の作成方法がご不明な場合は、下記のとおり申告相談を受け付けます。なお、会場の混雑緩和のため、会場への入場には「**入場整理券**」が必要となります。

| | |
|--------|---|
| 確定申告会場 | いせシティプラザ（いせ市民活動センター北館） 所在地：伊勢市岩渕一丁目2番29号 ※伊勢税務署内に確定申告会場は設けておりません ※駐車場の混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関を利用してください |
| 開設期間 | 2月16日（水）～3月15日（火）の月曜～金曜日 （土曜・日曜日、祝日には開設していません） |
| 開設時間 | 午前9時～午後5時 |

入場整理券について

入場整理券は申告会場で当日の午前8時30分から配付します。スマートフォンのLINEアプリを使えば事前にオンラインで入手することも可能です。くわしくは、国税庁ホームページをご覧ください。

入場整理券の配付枚数には限りがあるため、配付状況に応じ後日の来場をお願いする場合があります。

LINEアプリを利用される場合は、国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。メニューの「ホーム」から「国税庁」または「@kokuzei」と入力していただくと友だち追加ができます。

[友だち登録はこちらから⇒](#)



入場時のお願い

申告会場に入場されるかたには以下について協力をお願いします。

マスクの着用

検温の実施

手指消毒

最少人数での来場

筆記用具などの持参

- 発熱(体温が37.5℃以上)が認められる場合や検温に協力いただけない場合には、入場をお断りさせていただきます。体調が優れないかたは、無理をせず後日来場してください。

還付申告について

令和3年分の還付申告は、5年間（令和4年1月1日から令和8年12月31日まで）行うことができます。還付申告で申告相談を希望されるかたは、3月16日（水）以降、税務署での申告相談を利用してください。

確定申告には、自宅からパソコン・スマートフォンで利用できるe-Tax（電子申告）が大変便利です。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、e-Taxの利用をご検討ください。



問い合わせ先

【市・県民税の申告】 税務課市民税係 ☎ 25 1134

【所得税の申告】 伊勢税務署個人課税第一部門 ☎ 0596 28 3194（ダイヤルイン）

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時